

心得事。

一、無謂諸勸進に入儀、跡々より御停止之儀候所、近年別而漫りに相成、人に被頼勸進之取持いたし、令馳走者有之由に候。依之去年も嚴重に申渡置候所、又々所により諸勸人立入候所も有之旨相聞え、沙汰之限に候。急度遂兪議、右之趣無之様可制禁事。

附、法談等之儀も、農業之障に不罷成様可相心得候。近年心得違之者も有之、俗人之身として佛法を語り、人を勸め候もの有之由、不届至極之儀に候。向後寺庵・道場之外俗家に而人を集め、農業之障を致すもの於有之は、急度遂吟味、曲事可申渡候條、此段末々迄不相洩様に申渡、令吟味、非法之儀無之様に可相心得事。

一、御郡方等諸請負人之儀、百姓分は不相成儀に候所、近年漫成族も有之に付、每度心得違之族無之様申渡候所、御郡方今以密に請負いたすもの有之、表向は町人・頭振之名に而、内々は百姓相勤候もの有之由相聞え候條、組々急度遂吟味、不届之者無之様に可相心得事。

一、改作奉行并御郡奉行は勿論、其外御郡に罷出候諸役人、

家來等に對し、百姓・頭振末々迄、彌以不作法慮外之仕形無之様に急度可申渡候。且又右諸奉行等之家來、其主人々々之威をかり、驕り申族茂有之由。且又飯米・野菜等相求め候代物、并宿賃・駄賃錢等、其主人々々より相渡候を中に而押掠、夫々不相渡者も有之様に相聞え候。右不作法之族有之刻、たとひいづれの奉行・役人之家來等に候共不及遠慮、早速其段裁許之十村に可申出候。十村より茂其段早速拙者共可及内達候。末々に而右躰之族有之候而も、其奉行人を憚り、又は後難を恐れ、無是非不申顯ものも有之躰に候間、無遠慮有躰に申聞様に可申渡候。此等之趣、末々迄能合點いたし候様、委細可申渡事。

右之趣嚴重に申渡、請書付可差出もの也。

丙寅五月十二日

山本長太夫  
吉岡理太夫  
小谷兵左衛門  
熊谷四郎兵衛  
行山傳左衛門  
上使御用 寺西源太左衛門

同 斷 三輪清左衛門  
在大坂 横山三郎兵衛  
同 斷 芝山三郎左衛門

諸郡御扶持人・平十村・山廻り中

追而右之趣新田裁許には別紙を以申渡候間、不及順達候。以上。

九九 十村共に正月被下物

書出之事

每歲極月廿八日御算用場の指出候留。但寛延元年辰年扣也。  
十村共に正月十六日被下物圖

御領國一番皆濟 白銀五枚・袖二端  
御郡々一番皆濟 白銀三枚・袖二端充  
但七人、外に左之二人、以上九人。

能美郡釜清水村次郎左衛門、河北郡高松村新左衛門、兩郡之一番皆濟仕候得共、組下少分に付前々より白銀三枚充被下候。

無組御扶持人は、組持御扶持人十村・平十村組々二三組充

廻り口申付、諸事爲致支配候者共は、

白銀三枚宛 但十人  
相極候日限より内皆濟仕候分

但、五十七人、外に左之二人、共に以上五十九人。

石川郡吉野村甚七組下村數少分に付、二枚。

礪波郡五ヶ山之儀は金納所に付、同斷。

岩淵村伊右衛門儀指扣罷在に付指除之。

辰十二月廿八日

御算用場奉行三人殿

改作奉行

覺

射水郡無組御扶持人並 津幡江村 宅助  
一、白銀三枚

右之者無組御扶持人並に而、組持御扶持人・平十村二三組宛廻り口申付、諸事爲致支配、相極候日限より内に皆濟爲仕候以後致病死候。前々よりせがれ・孫等々者、右御褒美銀被下候。宅助儀はせがれ所持不仕候。老母・妻罷在候間、